○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

…………(都市整備局市街地建築部建築指導課

○建築基準法による意見の聴取……………

告

目

次

……………(都市整備局市街地建築部調整課

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

…………(産業労働局商工部地域産業振興課)

 $\overset{\smile}{:}$

及び用途

第十五項の規定により、

次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。) を行います。

公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

第三項ただし書の規定による許可申請があったので、

●東京都告示第千百七十四号

告

示

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百

一号)第四十八条

同条

1

所、

氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害

の期日の三日前までに、

知事に対し、

意見の要旨並びに住

東京都

令和五年十一月十四

発 行

公聴会を行う日時

書面の提出先

三

新宿区西新宿二丁目八番一号

整課審査担当

公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

四

所氏名 住 東京都

地域地区 建築敷地 第一種中高層住居専用地域、 江戸川区臨海町六丁目二番地一 準防火地域及 ほか

等

び第一種高度地区

既存建築物の概要 申請の 、概要

工事種別 休憩所、庁舎、物品水族館、宿泊施設、

庫 飲食店及び自動車車 販売業を営む店舗、

ンター

その他(ビジター

セ

敷地面積 約七七七、一七九平 方メートル 増減なし

建築面積 約二三、四五九平方 メートル 約七一〇平方メート

延べ面積 約三〇、一六七平方 約七五一平方メート

階数 横造及び 鉄筋コンクリー 地上三階ほか 1 · ト 造 地上 鉄筋コンクリー 階 · ト 造 関係を記した書面を提出してください

高さ

<u>=</u>0. ほ

七二メートル

六・六〇メートル

ほ

適用条文

建築基準法第四十八条第三項ただし書

東京都知事 小 池 十二日 百 合 子 (水曜

公聴会を行う場所 日)午後二時から令和五年十一月二 紛争審查会室 東京都庁第二本庁舎三階建設工事

東京都都市整備局市街地建築部調 (東京都庁第二本庁

る。

令和五年十一

一月十四

東京都知事

小

池

百

合 子 定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

一第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

<u>の</u>

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一

号) 第八十六条

東京都告示第千百七十五号

電話〇三(五三八八)三三三四新宿区西新宿二丁目八番一号

対象区域の地名地番及び認定年月日

対 象

区域の

地 名地

番

認定年月日

二丁目一番の一部、二番及び三番の 大田区羽田空港二丁目の一部、 同所 九日

十五の一部及び五番 部、三番一から同番十四まで、 一部並びに羽田空港三丁目一番の一

認定計画書の縦覧場所

第二本庁舎三階中央) 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

●東京都告示第千百七十六号

う。 り、 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 第六条第二項の規定により、 ばならない区域 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一)を指定するので、同条第三項において準用する同法 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ (以下「形質変更時要届出区域」 次のとおり告示する。 とい

 \triangleright

令和五年十一月十四日

東京都知事

小

池

百 合 子

害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有 |目地内) 土壤汚染対策法施行規則 形質変更時要届出区域 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化 別図のとおり (平成十四年環境省令第二十 (江東区新砂

【別図】

(第17943号)

凡例

敷地及び調査対象地

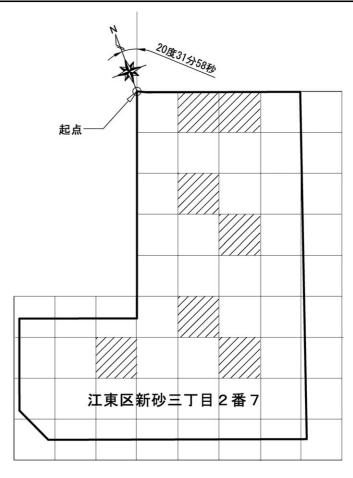
単位区画

形質変更時要届出区域

起点は江東区新砂三丁目2番7の最北端とする。

格子の回転角度(20度31分58秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されて いる格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



3 令和5年11月14日(火曜日)						東	京	者	ß	公	報								(}	第179	943	号)					
		八 変更後の小売業者 未定	の氏名又は名称 株式会社大塚家具	六 変更後の店舗名 プライム銀座柳通りビル	五 変更前の店舗名 銀座柳通りビル	四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号	三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社	二 店舗所在地 中央区銀座一丁目九番十三号	一 店舗名 プライム銀座柳通りビル	東京都知事 小 池 百合子	令和五年十一月十四日	号)に到着するよう提出してください。	労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一	添えて、令和五年十一月十四日から四月以内に東京都産業	あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名)口住所(団体に	とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に		
						· ·							<u>—</u>	産業	<u>w</u> を	F		<u> </u>	十三 縦覧時間 午前				以下 十二 縦覧期間 令和	一号)振興運	十一 縦覧場所 東京	十 届出日 令和	九変更日令和
																	, i	時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一一	午前九時三十分から午後四時三十		東京都条列第十号)に定める休日都の休日に関する条例(平成元年)	月十四日まで。ただし、東京	五年十一月十四日から令和六 -	?) 〈課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年十月二十三日	令和四年九月十三日ほか

_	(第17943号)	東	京	都	公	報	令和5年11月14日(火曜日) 4	
—————————————————————————————————————								
電東東								
話京								
○ 新								
二 佰 📗								
芸 西								
発 電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 便-8001 本 号103-8001 東 お 日 日 日 日 日 日 日 日 日								
$\stackrel{\smile}{-}$ $\stackrel{\frown}{\overline{-}}$								
一 目								
一番								
代 号都								
郵便番号								
定 価								
一 本								
定価								_
(郵送料を含む。) 印								
送 六								
を六っ								
₹.								
雷 東 滕								
話 架 版								
三京印								
元旨刷								
一二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二								
五目。								
二士式								
一番会								
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代) 東京都文京区白山一丁目十三番七号 (番) 13-0001 (本)								
郵便番号								
								۷
リサイクル適性の								